

1983年出土の木簡

長野・北稻付遺跡



(坂城)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
北稻付遺跡は、善光寺平の南端に位置し聖山系に源を発する佐野川扇状地上に営まれた遺跡で、東方約1kmには千曲川が北流している。周辺には弥生時代から平安時代の遺跡が点在しており、八幡遺跡群として捉えられている。一九八一年より実施されている県営整備事業に伴い発掘調査が行われた。その結果、平安時代の住居跡一棟が検出され、一〇世紀から一一

- 1 所在地 長野県更埴市大字八幡字北稻付
- 2 調査期間 一九八三年(昭58)七月
- 3 発掘機関 更埴市教育委員会
- 4 調査担当者 佐藤信之
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 一〇世紀～一一世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

世紀に比定される土師器・須恵器・灰釉陶器それに銅製の帶金具、多数の木製品などが出土している。また八点の墨書き土器が検出されており、うち四点は「春」と判読できる。木簡は、かつて沼であったと推測される湿地帯の岸より、多数の木製品と共に出土したものである。

周辺の遺跡からは、平安時代前半と思われる瓦や瓦塔が発見されており、青木廃寺という名称が与えられている。なお本遺跡の東二〇〇mほどにあたる青木遺跡からは、一九七〇年の発掘調査の際に掘立柱建物跡群なども検出されている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「□三縄」

130×35×4 011

9 関係文献

更埴市教育委員会『北稻付遺跡』(一九八四年)

(佐藤信之)



群馬・鯉沼東II遺跡

こいぬまひがし

では縄文時代の住居跡、古墳時代～平安時代の集落跡、粕川左岸の古墳群などの発掘調査が行われている。

- 1 所在地 群馬県伊勢崎市三和町
- 2 調査期間 一九八四年(昭59)一月～五月
- 3 発掘機関 財團群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 飯塚 誠
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(前橋) 木簡
推定・東山道佐位駅家や女
堀などがある。また、付近
跡として知られる上植木廃
寺跡などがあり、北には、

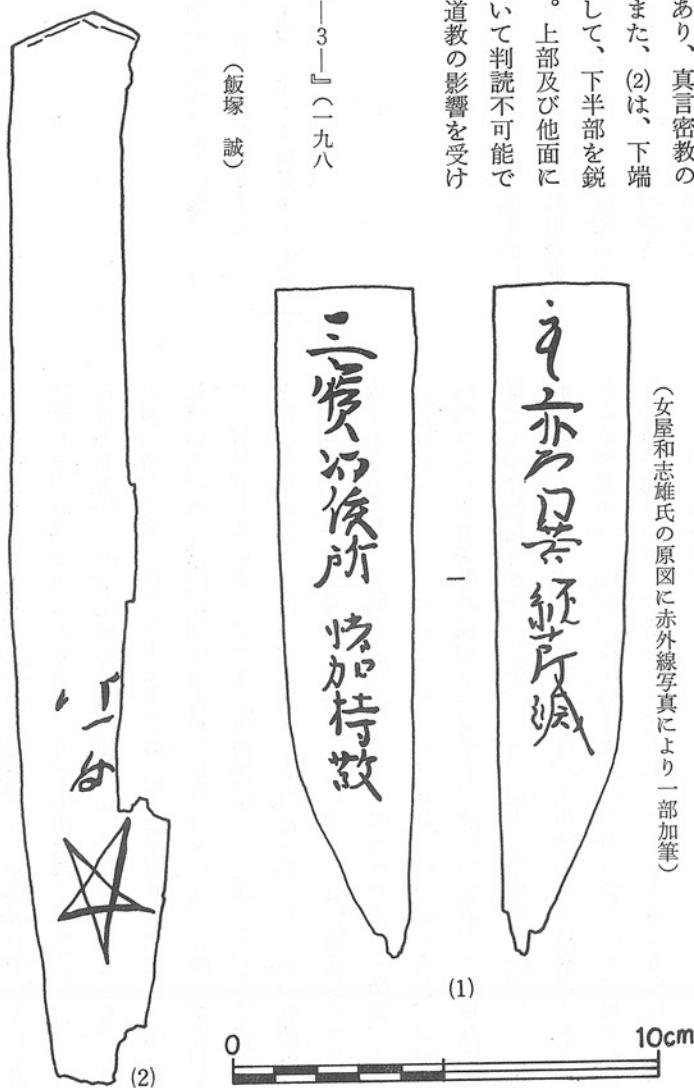
鯉沼東II遺跡は、伊勢崎市街地の中心部から北東へ約4km程離れた、大間々扇状地の西端部に位置しており、赤城山の伏流水を源とする「大井戸」の湧水池の開析谷によつて区切られた微高地上にある。本遺跡の南には、五世紀末築造の丸塚山古墳、飛鳥時代の寺院

さて、木簡が出土した遺構は、調査区のほぼ中央東側から検出された素掘りの五号井戸である。規模・形状は、一边が九四cmの隅丸方形を呈し、深さ二三五cmであるが、上縁部(後二m)から約五〇cm下までは漏斗状になつてゐる。井戸枠などの設備は検出されなかつたが、方形部の掘形軸線は磁北と一致しており、しっかりと造りであった。伴出土器は無かつたが、井戸の埋土中に天仁元年(一〇八)浅間山噴火の降下軽石であるB軽石を含む黒褐色土が混入していたことなどから、遺構の年代として、平安時代末期～鎌倉期に比定したい。

8 木簡の釈文・内容

釈文等については、独自に実測・赤外線写真撮影も行つたが、保存処理を依頼した奈良国立文化財研究所の鬼頭清明氏によるものである。書風から一二～一三世紀代のものであるとのことである。

1983年出土の木簡



- (1) (梵字)
・「□赤口日苦難節滅」
160×32×2
- (2) 「□□□〔呪
カ〕
唵々如律令 ☆
(257)×(38)×1

木簡(1)には、金剛鑑菩薩を示す種子があり、真言密教の影響を受けたものであることが窺える。また、(2)は、下端部が折損しているが、上端部を圭頭状にして、下半部を鋭く尖らせ斎串状を呈した呪符木簡である。上部及び他面にも文字の痕跡が認められるが、風化していく判読不可能であり、まじないの内容は判然としない。道教の影響を受けたものである。

9 関係文献

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『年報—3—』(一九八四年)

(飯塚
誠)

(女屋和志雄氏の原図に赤外線写真により一部加筆)

栃木・下野國府跡

1	所在地	栃木県栃木市田村町
2	調査期間	一九八二年（昭57）五月～一九八三年（昭58）三月
3	発掘機関	栃木県教育委員会・財團法人栃木県文化振興事業団
4	調査担当者	大金宣亮・田熊清彦・木村等・大橋泰夫・中野正人
5	遺跡の種類	国府跡
6	遺跡の年代	奈良時代～平安時代
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	下野国府跡は、栃木市の東方を南流する思川の右岸冲積低地に位置している。この思川の東側、すなわち国府跡対岸の台地上には、下野国分寺・同尼寺（国分寺町）が所在している。
本遺跡の調査は、八三年度の発掘調査（第二五次～第三六次）を終了して都合三六次、九カ年に及ぶもので		

これまでの調査で木簡を出土した遺構は、第六次・SB—〇一五（礎板に墨書あり）、第一八次・土壙群（木簡・削屑等）、第一九及び第二三次・大溝SD—一一（木簡・削屑）等である。この他、国府周辺の長原東遺跡（二点）、寄居地区遺跡（一点）の井戸跡からも木簡が出土している。ここでは、最もまとまつた木簡・削屑の出土を以て六次、九カ年に及ぶもので

内にみられる遺構群の様相は一変する。政庁の北東方では新たに係廂をもつ建物などが造られる。一方、南方域の建物は減少している。前述の掘立柱塀で区画される地区は、条里様の溝状遺構がみとめられるにすぎない。なお、政庁の北東方から南辺をとおり、西方約一九〇mの地点で南折する奈良時代前半（政庁一期）の大溝SD一一一も検出している。

ある。この間の主な検出遺構の配置は、政庁建物群を中心として概観すれば、その北辺堀の北方約一町に東西道路（路面幅約九m）、東辺堀の東方約二町には南北大溝（幅約六m）が設定されている。また正面（南）では、政庁の中央より約二町に東西溝（幅約五m）が位置している。政庁南門の前面から約三町付近までは、大路（路面幅約九m）を確認している。この地点の西側には、周囲（北辺堀は未検出）を掘立柱塀によつて区画する地区（方約一町）があり、その敷地内は掘立柱建物群（約二〇棟）で占められている。これら遺構群の年代は

これまでの調査で木簡を出土した遺構は、第六次・SB—〇一五（礎板に墨書あり）、第一八次・土壙群（木簡・削屑等）、第一九及び第二三次・大溝SD—一一一（木簡・削屑）等である。この他、国府周辺の長原東遺跡（二点）、寄居地区遺跡（一点）の井戸跡からも木簡が出土している。ここでは、最もまとまった木簡・削屑の出土をみた

第一八次発掘調査成果の概要と出土木簡の一部について中間報告する。

政府の西隣に位置する第一八次調査区（発掘面積約三三〇〇m²）から検出した主な遺構は、土壌跡五〇余基、溝跡三条、政庁内郭西辺区画施設の一部等である。

木簡を出土した土壌群は、検出状況・堆積土等からA・Bの二群に分けられる。A群は土壌検出面が政庁Ⅱ期建物焼失時の整地土であり、その下位に土壌廃棄時及び機能（使用）時の堆積土がみられるものである。B群は土壌検出面が遺物包含層であり、壌底面付近まで政庁Ⅱ期建物焼失時の整地土が堆積しているものである。なお、A群の土壌は廃絶後窪地状になっていたため、最上層（含検出面）が整地土で占められているものと判断される。

これら土壌群の年代は、伴出遺物・木簡にみえる年紀等からみて、A群の大半の土壌が政庁Ⅱ期機能時＝八世紀後半代～延暦一〇年頃、B群は延暦一〇年頃以降～九世紀代に使用されていたと考えられる。次に、現在（一九八四年九月）の整理作業によって判明した木簡・削屑のうちから、SK-〇一一・〇一二・〇一二三土壌の出土資料について報告する。この三遺構は、木簡が底面に層をなして堆積していた土壌であり、いずれも廃棄木簡の処理穴と考えられるものである。年代は、SK-〇一一・〇一二三がA群、SK-〇一二三がB群である。

1983年出土の木簡

なお、整理作業がすすめば、削屑に遺る墨付きの類を含めての木簡総点数は、二千点近くにのぼるものと思われる。

8 木簡の収文・内容

土壌SK-〇一

(1) × □
請 □□□×

(2) • × □仁如件〔謹
カ〕啓×

• × □□□×

× 同月十二日進

091

(63)×(15)×(2) 081

091

(4) × 安〔蘇
郡
カ〕
□

(5) × □ 正税 □×

091

× 調布 □×

091

都賀郡瓦倉×

(145)×(22)×(5) 081

091

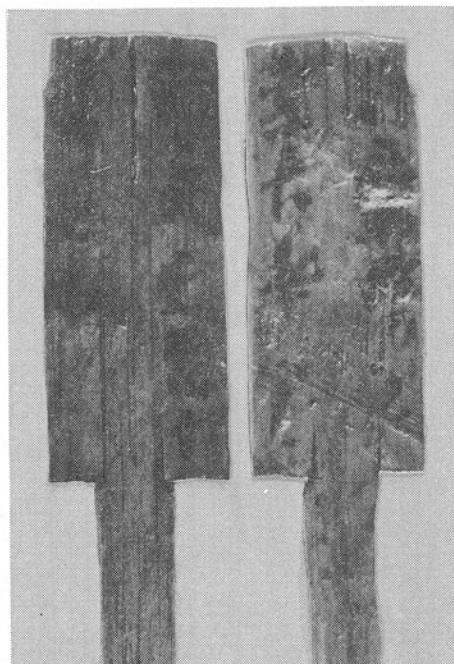
× 陸奥 ×

(9)	× 借貸十四×	091
(10)	× □□出掌×	091
(11)	• 「造瓦倉所解×	
	• 「  」×	
(12)	• × 國儲布十四段 ^(下)	
	• □九月廿日	
	• □」	
(13)	(116) × (32) × (2) 081	
(14)	× 安宋□×	091
(15)	(1) 寒川 ^{〔郡力〕}	091
(16)	• 「  三郡 ^{〔醫生力〕}	
(17)	• 藥長差□	
(18)	• 「解文延曆十 年七月 (題識軸)	
(19)	• 芳賀郡□□×	
(20)	• 延曆九年 ^{〔八力〕}	
(21)	× 六尺	091
(22)	× 六尺已下四尺四寸已上	
(23)	• × □給天平 官符」	

1983年出土の木簡

出土木簡の形状は、使用時の形態をとどめるものが甚だ少なく、わずかに題籤軸のみが原形を知り得る資料である。この他は、九割以上が木簡の削屑である。板状の材も少数ながら遺存しているが、折損あるいは割截されており、やはり原形をうかがい得ない。

下野国府跡より出土した木簡・削屑から知られる内容は、いわゆる文書様木簡として分類されるものが多く、「必申給也」「造瓦倉所解」「請云々」「如件□啓」等々と記されたものなどがある。また、物品の出納・記録の一部を示すと考えられる削屑等もみとめられる。ただし、付札類とみられるものは未見である。これらの木簡が使用され、または、充所とされたところは一応国府と考えられる。



下野国府跡出土木簡 (8)

しかし、現段階では断簡・削屑が多いために差出者(所)・記録の経緯などをも含めて明らかにすることは難しい。

本地区から出土した木簡は、その廃棄された土壌の位置から推測して、最終的使用所を一応国府政庁、あるいはその付近の某官衙であつたろうと判断されるものである。しかし、内容上からは、国府全体の組織に関わるものとみられる。このことからすれば、今後これらの中簡は、国府の果した機能の一部を示すものとして検討されるべきものと考えている。

木簡と国府跡検出遺構の関わりの上では、政庁の機能を含め国府がはたして行政・財政の一端を知り得たこと、奈良時代前半には政庁が確實に存在(「天平元」の紀年木簡、「木簡研究四」参照)しており、同Ⅱ期建物群の焼失は延暦一〇年頃に限定できることなどが重要な成果である。

なお、木簡釈説については、岸 俊男・土田直鎮・鬼頭清明・平川 南・東野治之・佐藤 信の諸先生に御示教を賜った。謹謝申し上げる次第である。

9 関係文献

栃木県教育委員会『下野国府跡I』(一九七九年)・『同V』(一九八三年)

同『栃木県埋蔵文化財保護行政年報』(一九八三年・八四年)

(田熊清彦)

宮城・多賀城跡

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川・浮島
- 2 調査期間 一九八三年(昭58)八月～一二月
- 3 発掘機関 宮城県多賀城跡調査研究所
- 4 調査担当者 高野芳宏ほか
- 5 遺跡の種類 国府跡
- 6 遺跡の時代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

多賀城跡は、奈良・平安時代の陸奥国府跡であり、奈良時代には鎮守府も併置されていた。外郭は一边六七〇～一〇〇〇mほどの不整形形をなし、そのほぼ中央に東西一〇三m、南北一一六mの政庁跡がある。調査の結果、政庁跡には大別して第Ⅰ～Ⅳ期の変遷が把握され、各期の年代は次のように考えられている。第Ⅰ期は多賀城創建の八世紀前半～八世紀中頃、第Ⅱ期は八世紀中頃～七八〇年の伊治公告麻呂の乱による焼失まで、第Ⅲ期はその復興～八六九年の貞觀の大地震による被災まで、第Ⅳ期はその修復～政庁の終末である一〇世紀中頃までとなる。

今回木簡が出土したのは、外郭南門と政庁南門とを結ぶ道路跡の検出を目的として実施した第四四次調査である。調査の結果、政庁

中軸線上で盛土による道路跡が検出された。道路遺構には、A・B・Cの三時期の変遷がある。路幅は古いものからAが約一〇m、Bが約一八m、Cが約二四mと順次拡幅されている。構築年代については、A期が八世紀前半、B期が八世紀末頃、C期が九世紀と考えられる。A・B期では道路東側の水を西に排水する暗渠が、C期では路面排水を目的とする暗渠が付設されている。A期の暗渠については二回の改修が行われており、A₁・A₂・A₃期に細分される。



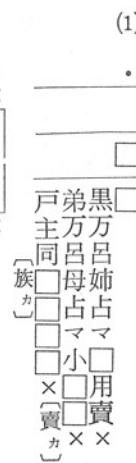
多賀城跡第44次調査木簡出土地

A 1期は石組暗渠で、八世紀前半に機能していたと考えられる。A 2期は素掘暗渠に改修した時期で八世紀前半頃の改修、A 3期はさらに瓦組暗渠に改修した時期で八世紀後半の改修と考えられる。またB期でも、同位置で玉石を幅〇・八m、高さ〇・四m程に積んだ暗渠に改修している。

木簡は、A 1期の石組暗渠の裏込め土（八世紀前半の構築層）から一九七点、同じ石組暗渠の取水口付近の埋まり土（八世紀前半の堆積層）から八六点の計一八三点出土している。

8 木簡の収文・内容

石組暗渠の裏込め土

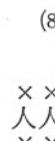
(1) 
(118)×(38)×7 081

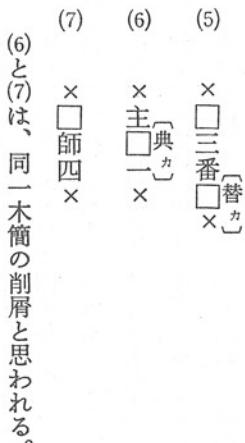
「この界線は、いずれも刻線である。裏面は整形されていない。

(10) 
(37)×(24) 091

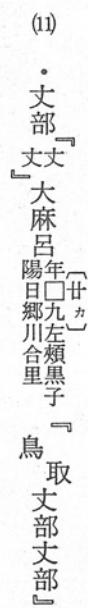
木目の方向に直交して書かれている。

(9) 
(86)×(11) 091

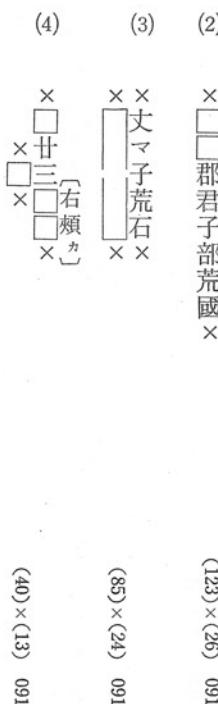
(8) 
(12)×(71) 091

(6)と(7)は、同一木簡の削屑と思われる。
(7) 
(51)×(11) 091
(68)×(14) 091
(66)×(14) 091
(51)×(11) 091

石組暗渠の取水口付近の埋まり土

(11) 
(123)×(26) 091
『鳥取部丈部大, 大麻呂年, 九左頬黒子, 鳥取, 鳥取部丈部』
(208)×20×7 015

上端の折損部に、側面からの孔の痕跡が見られる。

(4) 
(123)×(26) 091
(85)×(24) 091
(40)×(13) 091

•
人
兵士五百七十

・×『鳥鳥鳥丈部』×

(13)

×
□ 健児替

□健児替は木目の方向に対して斜めに、□□は天地逆で木目の

文庫版 画文庫 一書がね いの

15

×丈マ立万呂×

(16)

木三百八十村前甸

8
八
十一
百
カ

木簡は二ハ三点出土しているが、その大部分は削屑である。文字

われるものが約半数を占めている。

石組暗渠の裏込め土出土のものでは、(1)の木簡が注目される。表

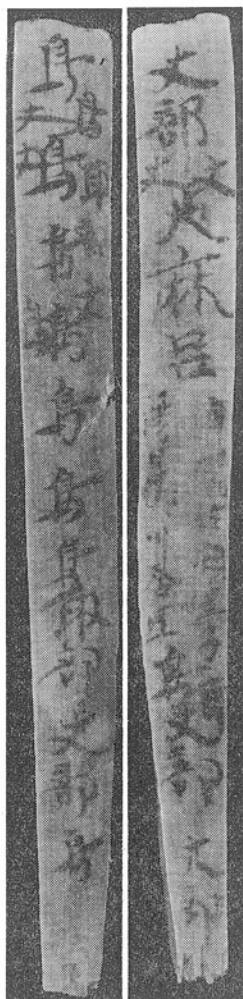
に刻界線が三本あり、親族関係十人名を書き連ねている。その内容から、戸籍などの帳簿類に関するものと思われるが、裏面は整形が施されていないことなどの問題があり、帳簿作成のどの段階で作成、使用されたのかについては、今後の検討課題である。また、(5)の上番している人の交替に関するものや、(6)・(7)のように官職名を記したと思われるものも見られる。

The image consists of two black and white photographs of an archaeological site. The top photograph shows a stone structure with a rough, textured floor. A large pile of irregular stones is scattered across the floor. The bottom photograph shows a similar stone structure, but the floor appears smoother. A large pile of stones is in the foreground, and a dark, possibly open doorway or entrance is visible in the background. The overall scene suggests an ancient industrial or domestic setting, such as a kiln or a furnace.

木簡出土の暗渠

78

1983年出土の木簡



木 簡 (11)

型式の形態をなしていたものと思われる。記載内容は、表に人名を書きその下に割註の形で年齢+身体的特徴+本貫地を記しており、後に余白部分を利用して氏族名の習書がなされている。習書がなされる以前の木簡は、記載内容と、形態が共通する平城宮跡出土の「成選短冊」の使用法とから推定すると、歴名作成用木簡として使われていたものと思われる。即ち、基本的帳簿(歴名簿)をもとにして個人ごとに作成された木簡で、これを並べ変え連ねて用途別の帳簿(歴名簿)を作成するのに使用されたものと思われる。また同一層から(12)・(13)・(14)のように兵制に関する木簡が出土していることから、(1)も兵制に関するものである可能性を指摘し得る。(13)の「健兒替」は、木目の方向に對して斜めに書かれていることなどから習書の可能性もあるが、出土遺構の年代から八世紀前半のものであることが知られ、天平十年に廃止される以前の健兒に関する貴重な史料である。

石組暗渠の裏込め土、取水口付近の埋まり土とともに八世紀前半の層であり、多賀城の創建に關わる時期の木簡が出土したのは初めてである。今回出土の木簡は、内容的にも注目すべきものを含んでおり、多賀城の創建期の種々の問題を考える上で、大きな手掛りを与えてくれるものである。

9 関係文献

宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八三』(一九八四年)

佐藤和彦「多賀城跡出土の歴名作成用木簡について」(東北歴史資料館『研究紀要一〇』一九八四年)

(佐藤和彦)

をして城戸ノ内に立ち並んでいたのである。

福井・一乗谷朝倉氏遺跡



(永平寺・大野) 一乗谷朝倉氏遺跡
南山町
城戸ノ内町
城戸・内町
朝倉氏館跡
城戸・内町
城戸・内町
朝倉氏館跡
西
(大野) 一乗谷朝倉氏遺跡
臣団の屋敷、寺院、商工業
者の町屋等が文字どおり軒

- 1 所在地 福井県福井市城戸ノ内町
- 2 調査期間 一九八三年(昭58)六月～二月
- 3 発掘機関 福井県立朝倉氏遺跡資料館
- 4 調査担当者 藤原武二
- 5 遺跡の種類 城館・都市跡
- 6 遺跡の年代 一五世紀後半～一六世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本遺跡は福井市の東南約一〇kmの谷あいにあり、戦国大名朝倉氏の五代にわたる城郭都市である。足羽川支流の一乗谷川が貫流する谷の一一番狭くなる地点二ヵ所に土塁を設けて木戸としている。この二ヵ所の土塁の間を現在も城戸ノ内町といい、その範囲は南北一・八km、東西一〇・五kmである。朝倉義景の館をはじめ、家臣団の屋敷、寺院、商工業者の町屋等が文字どおり軒

今回、第四六次調査として発掘調査を実施したのは、城戸ノ内のはば中央に位置する字奥真野の地約三〇〇〇m²である。ここは、近くに「サイゴー寺」という通称が残つていて、近世に描かれた絵図に寺院の名がいくつか書きこまれているなど、かつては寺院がたくさんあつたところであるといつたえられている。事実、第一七・四〇・四四次調査によつても、この附近一帯に寺院があつたことが明らかにされている。調査の結果、道路二、石組溝一八、石列一二、礎石建物一五、掘立柱建物一、庭園一、井戸五、石積施設九、甕埋設遺構一、藏骨器一九を埋設した墓地一ヵ所等を検出した。

遺構は寺院と町屋に大別でき、A・B地区が町屋、D地区が寺院、C地区が寺院と墓地である。出土した墨書のある遺物は、付札、卒塔婆、こけら経、笠塔婆である。付札は町屋群の中を流れる石組溝SD二六九九とSD二七〇三から、卒塔婆はSD二七〇三からも出土したが、大部分は石積施設SF二七三六から出土した。墓地からはこけら経と笠塔婆が出土した。本格的な墓地の発掘は一乗谷では初めてのことであり、また大量のこけら経・笠塔婆の出土も前例のないことで、戦国時代城下町における寺院墓地のあり方を考える上での貴重な資料が得られた。

8 木簡の釈文・内容

1983年出土の木簡

た。
(5) から
(17) ま

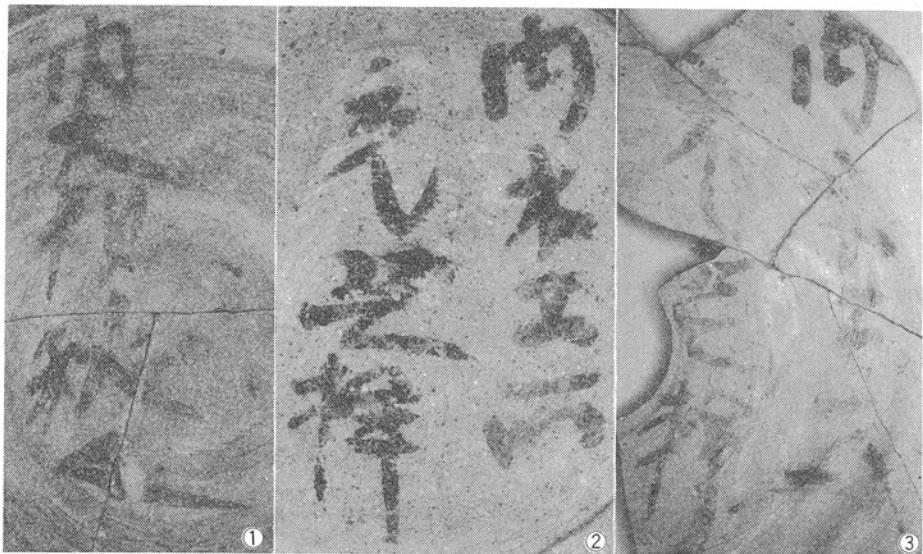
では石積施設 SF 二七三六から出土したものである。(9)から(17)までは九本の卒塔婆の上中下三ヵ所に横木をあてて釘で打ち付けてある。
(18)以下は笠塔婆の断片で、法華題目の下に被供養者の名を記したものである。

この他に、釈文は掲げなかつたが、こけら経と笠塔婆が二万数千点出土した。こけら経は、四千枚程を一束にしたもの二本を一組として、四本が墓地内に柱根のような状態で埋納してあつた。書写された經典は法華經で、經文を書いた右下に「一ノ十七」「一ノ廿一」等と小さく記すものもある。おそらく、經文を写す際の区分を示すものであろう。

9 関係文献

福井県立朝倉氏遺跡資料館『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 XV 昭和 58 年度発掘調査整備事業概報』(一九八四年)

(清田善樹)



平城宮跡第 157 次調査出土墨書土器 ①内大炊秋人 ②内木工所充足杵 ③内木工所充足杵



(金沢)

遺跡及び木簡出土遺構の概要

- 1 所在地 石川県金沢市近岡町
- 2 調査期間 一九八三年(昭58)七月~九月
- 3 発掘機関 石川県立埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 三浦純夫・芝田悟・戸潤幹夫
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代晚期~古墳時代前期・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

近岡遺跡は、金沢市街地の北西約4kmにある大野川左岸の標高約1mを測る後背地に立地する。かつては、グライ土壤が被覆する湿田地帯であったが、現在は

金沢港の造成と臨海工業化に伴い旧景観が大きく損なわれている。ところで、近岡遺跡の周辺には、平安期を中心とする遺跡がかなり

周知されており、古代加賀郡大野郷とその周辺の史的環境を知るうえで注目され

る地域である。なかでも、南約100mに近接する戸水C遺跡は、近岡遺跡と時期的にも併存し、平安中期の七間×二間をはじめとする大型建物跡や井戸跡とともに、「依」「東」「大田」「庄」と読める墨書き土器や綠釉・灰釉陶器、石鎧、鏡、銅錢、斎串などが出土しており、最も関連性の高い遺跡として見逃せない。また、南約2kmには「石田庄」と判読できる平安初期の墨書き土器が出土した藤江B遺跡があり、南西約1kmには、『日本靈異記』の「加賀郡大野郷畠田村」の地名を伝える畠田町地内に奈良末期の大型建物跡とともに「庄」と読める墨書き土器が出土した畠田無量寺遺跡が存在する。いずれも、文献史料では検出できない庄園の位置を知るうえで有効な資料を提供しており、大野郷周辺の古代開発の一端を窺わせている。

さて、近岡遺跡の調査は、金沢港泊地造成に伴うものであり、今回は遺跡の南西端にあたる狹少な範囲が対象となつた。調査では、上幅約10m、深さ約1mを測る弥生時代終末期から古墳時代初期の大溝が検出され、木簡などの平安期の遺物は、その大溝の北側に偏在して出土した。溝中の堆積土と遺物の出土状況の検討から、大溝の北側には南北の流路をもつ平安期の溝状遺構の存在が可能視されたが、調査範囲の限界から規模は明確にできなかつた。木簡の伴出遺物には、人形四点と「依」と読める完形の墨書き土器一点があつた。「依」の墨書き土器は、先述の戸水C遺跡で多量に出土するものであり、両遺跡の関連の深さを示すものであつた。年代的にも同時

期の一〇世紀初頭前後に比定し得るものであった。

8 木簡の釈文・内容

(1) ×解申田中殿  [目代カ]

(213)×(27)×7 081

上・下端および左辺が折損し、左辺下部から下端にかけて焼痕が認められる。木簡の内容については解文と考えられる。田中殿の下二文字は、左辺に小さく墨書きされており、「目代」と読める可能性がある。しかし、「代」と読み取るには旁に難点があり断定はできない。下一文字については、焼けているので判読が困難である。年代については、伴出した墨書き土器が時期を知り得る唯一の資料であり、それによれば一〇世紀初頭前後に比定できよう。

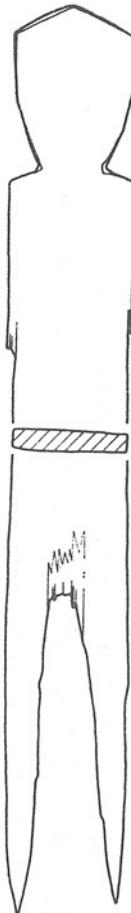
9 関係文献

石川県立埋蔵文化財センター『金沢市近岡遺跡—金沢港泊地造成事業関係埋蔵文化財発掘調査概要報告書(7)ー』(一九八四年)

(戸淵幹夫)



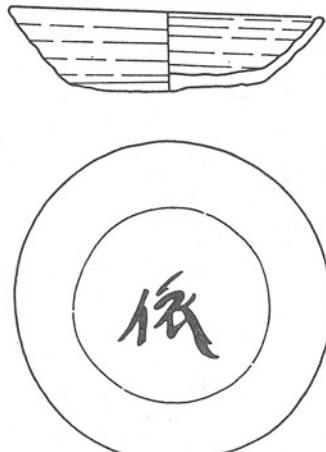
(1)



(2)



(3)



(4)

(註) (1)～(3)の縮尺は $\frac{1}{2}$

(4)は $\frac{1}{3}$

1983年出土の木簡



(新発田)

- 1 所在地 新潟県北蒲原郡豊浦町大字天王字曾根
- 2 調査期間 一次 一九八〇年(昭55)五月～一月、二次 一九八一年(昭56)七月～一〇月
- 3 発掘機関 豊浦町教育委員会
- 4 調査担当者 家田順一郎
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 五世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

曾根遺跡は、福島潟の湖岸に形成された砂丘に立地する集落跡である。

は場整備に伴う緊急調査として、二次にわたり、 111000m^3 を発掘した。

出土した遺構は、掘立柱

- (1) 佛□有 $140 \times 36 \times 7$ 081
 - (2) 「門繼損同□匣合」 $162 \times 105 \times 6$ 022
 - (3) 「井於連□□」 $160 \times 23 \times 6$ 021
 - (4) ×千 $(105) \times 162 \times 5$ 081
- ×道
- 9 関係文献
- 豊浦町教育委員会『曾根遺跡Ⅰ』(一九八一)
同『曾根遺跡Ⅱ』(一九八一年)

AD九四〇年±一二〇年と

(家田順一郎)

新潟・曾根遺跡

いう結果を得た。

遺物の主体は須恵器で、土師器、赤焼き土器とともに、砂丘と後背湿地の境にあたるゴミ捨場から出土したものが大半を占める。総量はコンテナ二〇〇箱である。

木簡を含む木製遺物は、井戸とゴミ捨場から出土したが、大半は後者から出土した。その内容は、下駄、檜扇、箸、桶、鉤、杵、柄杓、火鑓、皿、曲物、船形、斎串、荷札、櫛などである。

文字の記された木片は五例で、すべてゴミ捨場から出土した。なお須恵器等に文字の記入されたものが約三四〇点出土している。

8 木簡の釈文・内容

建物跡二五棟、井戸跡九基である。この内、八号井戸の井筒破片によりC⁴による絶対年代の測定を実施し、

鳥取・前田遺跡



(鳥取南部)

た。

河原町は鳥取県の南東部、

中世の集落を主体とする前田遺跡は、河川の合流する縁辺にある

- 1 所在地 鳥取県八頭郡河原町大字郷原字前田
- 2 調査期間 一九八二年(昭57)一二月～一九八三年(昭58)三月
- 3 発掘機関 鳥取県・河原町教育委員会
- 4 調査担当者 中島弘隆
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 七～五世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

前田遺跡は、国鉄因美線河原駅と国英駅間の線路沿い、北流する千代川の支流三谷川の南岸、郷原部落西側の河岸段丘上に位置している。本遺跡の発掘調査は、土地改良総合整備事業上山手地区は場整備工事に伴う、表土めくり中に発見され、鳥取県埋蔵文化財センターの指導のもとに河原町教育委員会が発掘調査を実施した。

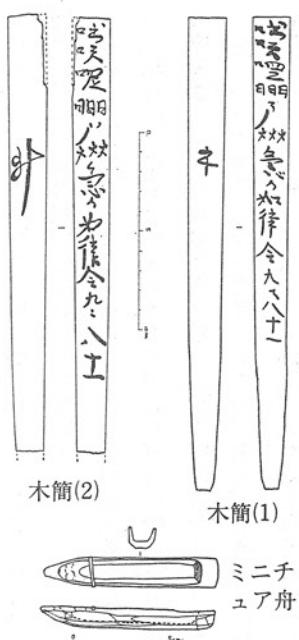
千代川、八東川、曳田川の合流する地点にあり、古くから交通の要衝として栄えた町である。本町内では丘陵や山地に古墳が多く築造されており、総数一二三基を確認している。中でも曳田の嶽古墳は全長五〇mの前方後円墳で八頭郡内では最大の規模を誇る。本遺跡の所在する三谷川流域には郷原古墳群、山手古墳群が点在している。古代律令制度下の当町域は因幡国八上郡に属していた。その当時の八上郡衙跡と考えられる万代寺遺跡は隣町郡家町大字万代寺にあり、また近くの大字土師百井には白鳳時代後期頃と考えられる国史跡、土師百井廢寺跡がある。河原町域では、この時代の遺構、遺物は検出していないが「万葉集」などに「八上采女」の名がみえ、河原町大字曳田には八上比売命を祀る、式内社売沼神社が鎮座している。中世において当町域で注目される出土遺物は、一九三二年(昭7)発掘された、大字中井の羽黒山妙玄寺跡の經塚遺構、大字八日市字滝谷出土の瓦経、大字釜口字西土居出土の銅鉢など寺院に関する文物である。經塚遺物や羽黒山の名が示す通り、この地域では修験道信仰が盛んであったと考えられる。このことは本遺跡の近くに真言宗の靈石山最勝寺・医王山大安興寺などの所在から推測されるところである。八日市、六日市、市場尻(郷原)、市場河原(片山)などの地名は、これら寺院などと共に栄えた中世の市場の名残りではなかろうか。

ことや、市場の地名が見出せることなどから、交通の要衝に位置していたことが推測される。

本遺跡から検出された遺構は掘立柱建物二八棟、柵二条、溝四条、土壙二三基、井戸二基が確認され、出土遺物については、縄文土器・弥生土器・古墳時代から奈良・平安時代の土器・中世の土器片、一〇九片が発見されたが、なかでも、備前・瀬戸・中国製陶磁器片が三五片も確認されたことからして、集落中に、中世でも卓越した「家」があつたことが推測されるのである。また、石製品・土製品が五点検出され、木製品としては、箸・漆椀・杓子が各一点と木簡二点、ミニチュアの舟が一点出土している。この木簡二点については、二基の井戸底から各々一点が出土したものであるが、特に注目される二点の木簡の字句については、奈良大学教授水野正好氏によれば「長病に臥せる人の快癒を希う」呪札一まじない札であると解説されている。またミニチュアの舟も、こうした呪術の用具として使われたものと推測されるのである。

こうした呪符を授けるのは陰陽師と呼ばれる呪者、修驗道の道に関わる聖である。始めにも述べたところであるが、この前田遺跡の周辺は修驗道信仰が盛んであった地域である。このことは本遺跡出土の呪札とも深いかかわり合いをもつものであろう。

8 木簡の釈文・内容



(小谷和章)

(1) 「咄咲哩日戸火急々如律令九〇八十一」
・「日戸火急々如律令九〇八十一」

」 237×18×3

・「 井

(2) 「咄咲哩日戸火急々如律令九〇八十一」

ともに材質はスギ。(2)は下端部が欠損している。
水野正好教授にご教示いただき、一符、三句からなる呪札一まじない札であることが解明されたのである。

9 関係文献

水野正好「前田遺跡発見のまじない札—その働きと用いられる場—」(『前田遺跡発掘報告書』河原町教育委員会一九八三年)

岡山・美作国府跡



(津山東部・西部)

遺跡及び木簡出土遺構の概要
美作国府跡は、津山市街地の北方約1kmの丘陵を中心とした地域に位置する。平地との比高約100mの丘陵上に国府が考えられ、周辺の現存する地割をもとに国府域が想定されている。
遺跡の北西隅を横切る中国縦貫自動車道の建設に伴う調査を初めとして、過去数回にわたる発掘調査が実施され、掘立柱建物跡や井戸等をはじめとした豊富な遺構・遺物が検出されている。

- 1 所在地 岡山県津山市小原
- 2 調査期間 一九八二年(昭57)一月～一九八三年(昭58)一月
- 3 発掘機関 津山市教育委員会
- 4 調査担当者 安川豊史
- 5 遺跡の種類 官衙跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
美作国府跡は、津山市街地の北方約1kmの丘陵を中心とした地域に位置する。平地との比高約100mの丘陵上に国府が考えられ、周辺の現存する地割をもとに国府域が想定されている。
遺跡の北西隅を横切る中国縦貫自動車道の建設に伴う調査を初めとして、過去数回にわたる発掘調査が実施され、掘立柱建物跡や井戸等をはじめとした豊富な遺構・遺物が検出されている。
- 8 木簡の釈文・内容

(1) 「田邊□×

(48)×22×4 019

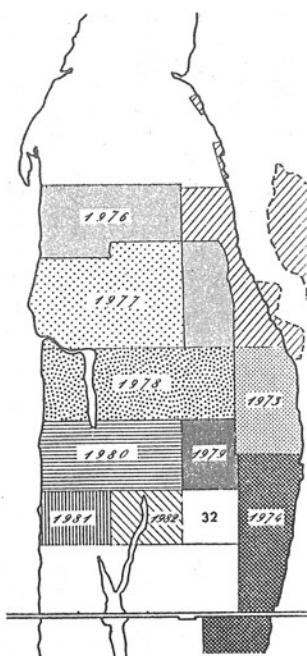
スギ材を用い、裏面から切込を入れて折り取ることによって頭部を成形している。上二字は国府の所在する吉田郡田邊郷の郷名を記したものと考えられる。
- 9 関係文献
津山市教育委員会『美作国府跡発掘調査報告』(一九八四年)

(安川豊史)

しかし、これらの諸調査は周辺部のものが大半であり、中心部の構造や国府・府域の解明にはいたってない。

今回の発掘調査もまた、周辺の一画を小規模に調査したにすぎない。調査は、国府推定域東半部の中心を東西に横切る市道建設に伴う事前調査で、丘陵東斜面下端部以東の路線域をトレント調査の方法をとった。国府関係の遺構としては、調査区東端で厚い包含層と杭列を検出したにすぎない。しかし、包含層を厚く覆う中世の造成土層や多量の遺物の出土により、条里地割の起源、国府存続期等の問題について一定の知見を得ることができた。

木簡が出土したのは、この包含層で、多量の土器をはじめ、瓦・木器・錢貨・植物遺体、そして一〇点にのぼる墨書き土器と共に出土した。これらの堆積は平安後期頃で、塵芥捨場の様相を呈していた。



第32次調査区位置図

広島・草戸千軒町遺跡

- 1 所在地 広島県福山市草戸町
- 2 調査期間 第三二次調査 一九八三年(昭58)一月～一九八四年(昭59)三月
- 3 発掘機関 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所
- 4 調査担当者 代表 松下正司
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安～江戸時代(中心は主として鎌倉・室町時代)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

第三二次調査区は中州中央部で、昨年度実施した第三一次調査区の東にあたり、東西30m×南北30mの900m²である。また、

今回の調査区は、以前の調査で確認した鎌倉時代の南北溝三条が平行に走っていることから、当該期の居住区の東限地域と考えられ、また、中州東部で検出した室町時代の南北溝群と西側の柵囲いなどを結ぶ地域にあたっており、町の様相を解明する上で重要な位置を占めている。

墨書き木札類には中世木簡や柿経・御札などがあり、SD六二〇・一三七五溝やSG二一八一〇池から出土している。

SD六二〇溝は調査区北東部の拡張区で検出した南北溝で、突堤状石積(SX六〇〇)の下部で検出した。以前の調査の結果、全長二m×幅三・〇～四・五m×深さ約一・〇mで、溝底に木質の堆積していることが判明している。溝内から中世木簡(1)と御札(2)が出土した。室町時代前半である。SD一三七五溝は調査区中央部で検出した南北溝である。幅三・八～四・四m×深さ〇・七～一・〇mで、以前の調査で検出した部分を含め計七八m以上になる。溝の底部に堆積した暗灰色粘土中から大量の加工木が出土した。なかでも調査区の南端付近では「木舞」と考えられる格子状建築部材、鼻縄、運搬用具と考えられる担架状木製品など建築に関する木製品が多数出土した。なお、格子状建築部材のなかには文字を記したもの(3)

調査区北東部に拡張区(東西20m×南北10mの1100m²)を設定し、第一三次調査で検出した突堤状石積遺構の下部を調査した。検出した主な遺構には柵・建物・溝・池・土壙・墓壙などがある。

(8) もあつた。鎌倉時代である。SG1-八一〇池は調査区南東部で検出した池で、東西八・〇m、南北九・〇m以上、深さ〇・九~一・一mを測る。池の北肩および東肩には護岸石積があり、池の上部には礫が詰まっており、後に埋立てられたと考えられる。下部には暗灰色粘土が堆積しており、柿経(9)~(13)などの木製品は主としてここから出土した。室町時代後半である。

8 木簡の积文・内容

今回出土した墨書木札類については、現在整理検討中であるため概略を記すにとどめる。中世木簡はわずか一点で、大半は柿経や格子状建築部材などの用途が明瞭な木製品に墨書のあるものである。以下、主なものを紹介する。

- SG1-八一〇
- (6) 「...」の「×」 1905×37×8 193
- (7) 「...」^{〔くか〕} 「...」^{〔くか〕} 1907×40×8 193
- (8) 「...」^{〔くか〕} 1761×28×6 193

- × □ □ 我有大乘名 □ 諸 ×

(54)×10×1 172

- × □ □ □ 逝母 □ □ □ 上吉調 ×

(52)×14×1 172

• × 法華經大 □ □ ×

• × 法 □ □ 是經典 □ ×

• × □ ^{〔成カ〕} 就當 □ ×

(11)

• × □ □ □ 菩薩 ×

(30)×14×1 172

• × □ □ □ 羅 ×

(27)×12×1 172

(12) × 菩提記 ×

(13)

× □ □ □ 羅 ×

(30)×12×1 172

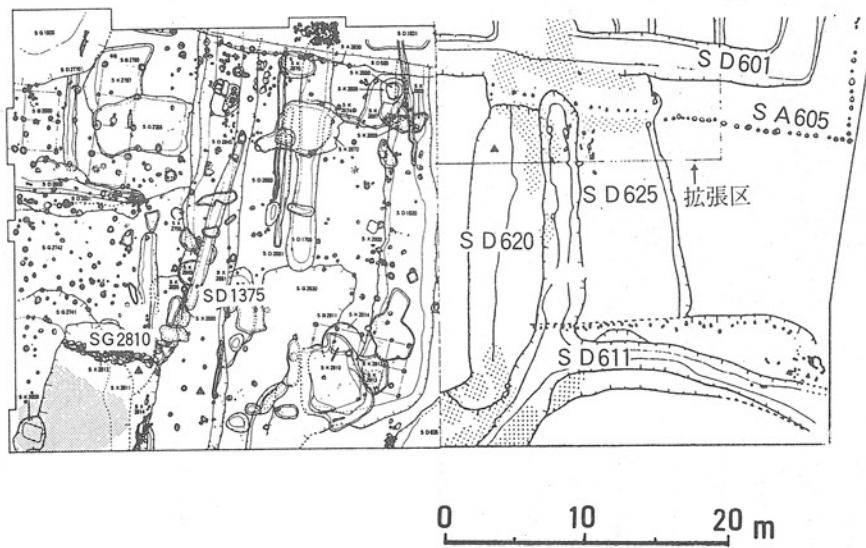
SD1-三七四

「...」^{〔くか〕} 1764×31×5 193

(2) は最近各地の中世遺跡から出土してくるいわゆる転読札である。下部を欠損しているためその用途は明らかにしがたい。なお、中州南端の第一五次調査で室町時代後半のSD七六〇溝から転読札一点が出土している。(3)の「かねくき」は鉄釘のことであろうか。柿経

(5) 「...」^{〔くか〕} 1860×40×5 193

1983年出土の木簡



第32次調査遺構図

は数十点出土したが、大半が細片のため判読は困難である。なお、東接する第一三次調査区のSD六二〇溝から法華經を書写した柿経が一〇点出土している。このほか今回の調査ではSD一三七五溝から長方形の材と推定できるものに墨で線を引いた（間隔は三・一cm、二・〇cm、三・〇cm、三・五cmである）物差状の木製品が出土している。

9 関係文献

広島県草戸千軒町遺跡調査研究所『草戸千軒町遺跡－第三三次発掘調査概要－』（広島県草戸千軒町遺跡調査研究所年報一九八三、一九八五年三月刊予定）

福島政文「草戸千軒町遺跡第32次調査概要」（調査研究ニュース『草戸千軒』No.130、一九八四年）

同「特集 春季特別公開展「草戸千軒町遺跡一九八三年度出土の主要遺物」（調査研究ニュース『草戸千軒』No.131、一九八四年）

岩本芳幸「資料紹介 第32次調査出土の格子状建築部材」（同右一九八四年）

（小田原昭嗣・志田原重人）

広島・尾道遺跡（おのみち CC03地点）



（尾道）

尾道遺跡は、現在人口一〇万余を抱える尾道市の中心部地下約三
四mに及んで埋蔵される市街地遺跡として約三七haの広がりを推
定している。

- 1 所在地 広島県尾道市土堂二丁目
- 2 調査期間 一九八二年（昭57）一二月～一九八三年（昭58）二月
- 3 発掘機関 尾道市教育委員会
- 4 調査担当者 森重彰文
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 鎌倉時代～現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

尾道遺跡は、現在人口一〇万余を抱える尾道市の中心部地下約三
四mに及んで埋蔵される市街地遺跡として約三七haの広がりを推
定している。

尾道は、県東部に位置し
てその遠浅肥沃な海域を背
景に原始・古代を通じて繁
栄した松永湾域にあって、
潮の干満に伴い西の流入入
域に位置する。対岸約〇・
四kmの向島との間を天然の
良港として発展してきた。

瀬戸内航行に係る核としての商業港湾都市としての萌芽は、鎌倉時
代を遡り、嘉応元年（一一六九）後白河院庁より太田庄（現広島県世
羅郡一帯）の倉敷地の指定を受けたことに始まる。すでに鎌倉時代
末期には人口五千を超える都市に成長していたことなどが文献の上
でも確められている。調査は、一九七五年第一次として、七七年よ
り国、県の補助金を得て継続的に実施している。尾道は、背後より
低丘陵状の三山に囲まれて、幅数百m、長さ約四kmの東西に細長い
わずかな平地と緩傾斜地上に占地して、三山の間に小さな奥行を抱
く。木簡の出土地点は、西のこの小さな湾入を臨んだであろう天寧
寺下に相当する。同地点では、明治三六年火災比定の焼土層下、近
世遺構→中世の敷地区画では、五輪塔地輪を転用した可能性のある
礎石・排水遺構などがある。木簡はさらに下位の径約1mの土壙内
よりの出土。室町時代の初めに比定している。

8 木簡の积文・内容

(1) 「寺大豆_二斗十二_一×

・「十一月廿一日

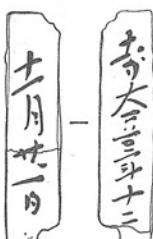
(96)×21×3

9 関係文献

尾道市教育委員会『尾道一九八

一一』（一九八三年）

（森重彰文）





高知・芳原城跡

- | | | | | | | |
|-------|-------------|-------|--------------|---------------|---------------|-------|
| 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 所在地 | 高知県吾川郡川野町芳原 | 調査期間 | 一九八三年(昭58)五月 | 発掘機関 | 高知県教育委員会文化振興課 | 遺跡の年代 |
| 調査担当者 | 宅間一之・出原恵三 | 遺跡の種類 | 城跡 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 一五世紀後半頃 | 遺跡の年代 |

- ・弓場などのホノギが残っている。

当遺跡の調査は、ほ場整備事業に伴うものであり、調査対象地は城山周辺の北堀・東堀・南堀・大門である。地名からして当然芳原城に関連した堀状遺構等の存在が期待されるところであった。

芳原城跡の所在する春野町芳原は、高知県のほぼ中央部に位置し、北・東二面を高知市に接し、南は土佐湾に面している。当遺跡は、春野町西部を流れる仁淀川によって成形された吾南平。

高知県のはば中央部に位置し、春野町西部を流れる仁淀川によって成形された吾南平野に点在する独立丘陵中の一つを占め、通称「城山」と呼ばれている。海拔約三三mを測る平山城であり、古くから戦国時代の城として知られている。また発掘調査に先行して実施された

堀・溝等の遺構を検出することはできなかつた。しかしながら地表下四〇~八〇cm下げたところに良好な遺物包含層を検出することができた。遺物包含層は青灰色泥土からなる植物腐植土層の上に載つており、山裾から七~八m幅で南堀・東堀の全面に広がつてゐる。地層観察から見て芳原城が機能し遺物が捨てられた頃、この周辺は葦の茂る湿地帯であり、堀を構築する必要のない自然環境であつたと考えられる。

遺物包含層より出土した遺物は、杯・皿等の各種土師質土器・瓦質土器・国内産陶器・輸入陶磁器類など二万七千余の土器片と、二五〇点の木製品・赤銅製笄等である。中でも木製品はここに紹介する護符の他に下駄・箸・椀等の日常生活用具と共に、大小の陽物・人形・舟形の呪具が出土しており、当時の精神生活を彷彿させるものがある。遺物包含層の時期についてであるが、輸入陶磁器等からほぼ一五世紀後半代が考えられ、後述する護符の記載年代とも一致

する。遺物は一括廃棄されたような状況を呈しており、芳原城の消長を示していると考えられる。

さて護符の出土状況であるが、出土地点は城山の南東端にあたる南堀の東端部の植物腐植土層上より他の遺物と共に出土している。表向きで護符の上を北に向け、ほぼ水平な状況で出土している。他に護符に関係するような付属遺物は認められないし、他の呪具とも一〇m以上の隔たりがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「梵字奉轉讀大般若經一部 明應二年(穿孔) 七月 332×21×5

上端は山形をなし下端の右角を斜に切っている。下から五・三cmのところに四mmの円孔を穿っている。

9 関係文献

宅間一之「芳原城跡一試考」(『土佐史談』一五六号 土佐史談会 一九八一年)

宅間一之「芳原城跡」(『中世の呪術資料』広島県草戸千軒町遺跡調査研究所・広島考古学研究会 一九八四年)

高知県教育委員会『芳原城跡発掘調査報告書』(一九八四年)

(出原恵三)

福岡・大宰府跡(不丁地区)

1 所在地 福岡県太宰府市大字觀世音寺字不丁

2 調査期間 一九八三年(昭58)三月～一九八四年(昭59)三月

3 発掘機関 九州歴史資料館

4 調査担当者 石松好雄ほか

5 遺跡の種類 官衙跡

6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡および木簡出土遺構の概要

大宰府史跡におけるこれまでの発掘調査の結果、政庁地区(都府

楼跡)の前面では、中軸線上に予想された朱雀大路的道路の遺構が存在せず、広場的な性格をもつ空間地であったことが明らかになった。これの東側の日吉地区では一棟分

の掘立柱建物跡が検出され、八世紀前半代から官衙域が形成されていたことが判明した。今回の調査地は広場に西隣し、政庁地区の西南



(太宰府)

隅に接するが、こここの不丁という小字名が「府序」に音通することから、すでに政庁関係施設の存在が想定されていた地域であり、一九七一年の第一七次調査では二間×七間の南北棟礎石建物跡を検出していった。

今回の調査は太宰府市の觀世音寺地区土地区画整理事業とともに、不丁地区の西半分の約六〇〇〇m²についてのべ七次にわたって実施した。その結果、合計二三棟の掘立柱建物跡を検出し、前述の想定が証明された。現在、東側の日吉地区官衙域に対して、便利的に不丁地区官衙域と称しているが、政庁前面地区では、広場をはさんで東西の両側に政庁関係施設が並んでいたことになる。なお、これらの掘立柱建物は同時期に併存したものではなく、遺構の重複ないし位置関係などから大きく三期に分けられ、出土遺物から見てこれらはいずれも八世紀代に属し、九世紀前半代には掘立柱建物から礎石建物に移行していくと考えられる。

このような建物跡のほかに、柵・溝・井戸・土壙などの遺構を検出したが、木簡はすべて調査区の東端部で検出した南北溝から出土した。この溝は政庁中軸線から西へ約七二mに位置し、全長は確認できないが、幅が五m前後、深さは一m前後のもので、一部では護岸のための丸杭が打ち込まれていた。おそらく不丁地区官衙域の東限を画するものであろう。またここからの出土遺物はいずれも八世紀前半代に属するものであり、このことからこれは八世紀前半代に開鑿され、この世紀中葉の天平末年ごろには埋没したと推定される。

8 木簡の釈文・内容

前述のように、木簡はすべて南北溝から出土したもので、総点数は一一四点である。ちなみに調査次ごとの出土点数をあげると、第八三次が三点、第八四次が一点、第八五次が五八点、第八七次が五二点である。このうち第八七次分は年度末に出土したものであり、いまだ整理が完了していないので、ここでは報告を割愛する。

まず、これら六二点について型態的に分類すると、○一一型式が一点、○一九型式が一点、○三二型式が八点、○三三型式が一点、○三九型式が二点、○五一型式が二点、○六五型式が二点、○八一型式三〇点そして○九一型式が七点となる。なお、○八一型式の

中にはその原形が○一型式と推定されるものが五点、同じく○二型式が二点含まれている。

次に、これらに墨書きされた文字について見ると、少なくとも一字以上を判読できるものは二一点にすぎず、損傷や墨が薄いために判読が困難なものが二一点、わずかな墨痕が見られるのみで、具体的な文字を想定できないものが一九点、墨痕が全く認められないものが一〇点に分類できる。墨痕が認められないものの中には○三一型式が五点、○三九型式が二点含まれているが、これらには成形されただけで未使用の可能性の大きいものがあり、大宰府における木簡のあり方を考える上で重要な手がかりを与える資料と言えるだろう。それでは、二一点の訛文をかかげよう。

- (1) 「兵士合五十九人 定役五十四」
〔筑前か〕
〔筑後兵士井〕
〔1〕 270×40×4 011
- (2) 「□ 尊者上座者火急殿門進上宣 須良状×」
〔342〕×31×2 051
- (3) 「× 造廬造造廬造□廬□×」
〔348〕×43×5 081
- (4) 「▽糟屋郡紫草廿根」
138×27×4 032
- (5) 「▽國賀郡紫草□□」
〔草か〕
〔116〕×23×4 039
- (6) 「▽國賀郡紫草□□×」
〔85〕×18×5 039
- (7) 「▽加麻郡□□×」
120×20×5 032
- (8) 「▽夜須郡苦壹張」
〔144〕×24×4 031
- (9) 「▽調長大神マ道祖」
〔187〕×18×3 081
- (10) 「肥前國松浦郡神戸調薄鰯×」
〔遠賀郡子弟名〕
〔243〕×(58)×4 081
- (11) 「廿一受瓦工」
〔受使マ他田舎子依〕
〔26+145〕×(7)×5 081
- (12) 「一月十日 □夫十一日井十二日十九」
〔26+145〕×(7)×5 081

1983年出土の木簡

- (13) • ×府□仍附仍附附府府喚
□ 喚□喚 喚 喚 喚件
- ×□
〔四角〕
- (14) • 「□
- 豊前國豊代□□
- 「果安
安安如如
- (15) ×□□拾貳□×
- (16) ×□□斗一升」
〔四角〕
- (17) ×大野郡黒葛」
- (18) ×薄鰯×
- (19) ×申申申×
- (20) ×祭祀□×
- (21) ×三麦□三麦×

(243)×(31)×3 081

(250)×(28)×2 081

(87)×(12)×2 081

(94)×20×4 081

(46)×19×2 081

(53)×29×4 081

(56)×(17)×2 091

(74)×(18)×3 081
(190)×20×4 081

さて、出土木簡のうち判読できたものは以上のとおりであるが、これからもうかがわれるよう、注目すべき内容をもう少くない。以下、若干の補足を行い、それについて述べる。

まず、(1)の表面は腐蝕が著しく、墨は一部を除いてほとんど消えているが、その跡が若干盛り上がっているので、それについて判読できた。数字はいずれも兵士数を示すものであるが、「人」字が記されていないものがある。内容的には大宰府に上番する兵士に関するものであることは察知できるが、それ以上の具体的なことは明らかでない。天平六年は七三四年に当たり、大宰府史跡出土の紀年銘を有するものとしてはこれが最古のものである。

(3)の「大豆五斗」は異筆で、削りの状況からすれば、これは他に先行するようである。何らかの文書木簡が用済みになって習書用に転用されたとも考えられ、その場合は表裏を反対にみなすべきかもしれないが、なお検討を要する。

(4)～(8)はいずれも紫草に関するものであり、ここでは割愛した第八次調査出土木簡の中にも(4)と同筆同文のものなど紫草に関するものが数点見られ、これらが比較的まとまって出土したことは今回の特徴の一つである。周知のように、紫草はムラサキ科の多年草であるが、古来その根は紫色の染料として用いられた。天平九年の『豊後國正税帳』によれば、同国では紫草園が経営され、国司の部内巡行一四度のうち三度がそれにかかるものであり、しかもすべ

て国守みずから巡行し、とくに第二度目は大宰府使の紫草園検校に同行したものであった。

賦役令では調副物として正丁一人に紫三両と規定され、また『延喜式』民部上では交易雜物として甲斐国など一〇国に紫草の貢進が課せられているほか、大宰府には五六〇〇斤、さらに年料別貢雜物として日向・大隅両国に合計二六〇〇斤の紫草と大宰府に染造した各種の布帛類の貢進が課せられていた。つまり、大宰府は染料としての紫草を貢進するだけでなく、布帛類を染造してそれを貢進したのであるが、それを担当したのが貢上染物所である。ただ、その名は天長三年（八二六）一二月三日の官符に初見されるものであり、職員令にはこれにかかわるような職掌を有する官人は見られず、その存在がいつまでさかのぼるかは明らかでない。またその単位として『延喜式』などの斤両に対しても根が用いられているが、前者は染料としての紫草を量る単位として、後者はいまだ植物の状態にあるそれを数える単位であろう。

これに見える三郡はいずれも筑前国に属しているが、このうち岡賀郡は遠賀郡と考えられる。『日本書紀』神武即位前紀甲寅年一月甲午条には「岡水門」、『統日本紀』天平二年九月戊申条には「遠珂郡家」などが見え、『延喜式』民部上では「遠賀」と記されているが、いずれもヲカと訓まれている。管見の限りでは、この岡賀という表記は初見のようであり、岡から遠賀への過渡期における表記であろう。なお、「岡」字は異体字を用いている。

(9)の夜須郡も筑前国に属する。賦役令は苦を調副物の一つとしているが、『延喜式』主計上では中男作物とされている。養老元年（七一七）に調副物などを廃して中男作物を課すように改制されているので、この木簡の下限時期はその前後であろう。調長は弘仁一三年（八二二）閏九月二〇日の官符に見える。

(10)の神戸については『新抄格勅符抄』所載の大同元年（八〇六）牒に大宰神封として「田嶋神十六戸肥前国」が見える。田嶋神社は現在佐賀県東松浦郡呼子町加部島に鎮座する式内社であり、確証が存するわけではないが、この神戸がその封戸であった可能性が考えられる。この木簡は文書的であり、おそらくは神祇令にいう「国司検校申送所司」にかかわるようなものではないだろうか。

(11)は一種の歴名であり、今回出土木簡の中では異質なものである。これに見える四氏はいずれも周知の氏名であるが、彼らが遠賀郡を本貫としていたとすれば、この木簡は初見史料である。この歴名の分析や表裏の関係など、これについてはなお検討を要する。

(12)は何らかの集計であろうが、具体的なことは明らかでない。(13)の「豊前國」には意味があるようにもみえるが、「豊代」の意味は明らかでない。地名かとも考えられるが、現在までのところでは知られていない。おそらくは(13)や(19)と同じように、習書であろう。

(14)の大野郡は豊後国である。黒葛は、賦役令では調副物、『延喜

式』主計上では中男作物とされ、西海道では肥後・豊前・豊後の三國に課せられている。また前述の弘仁一三年官符には「採黒葛丁国別二入」と見える。

ところで、前述のように、今回出土した木簡ではいわゆる付札類が二〇点あり、これにその原形が付札類ではないかと推定される二点を含めると、全体の三分の一強を占めている点が注目される。大宰府の性格からして、その出土は決して不思議なことではなく、むしろ当然と言うべきことでもあるが、従来の出土傾向ではその占める割合が小さかったので、今回の比較的まとまつた出土が目につくのもかもしれない。出土点数が多いわけではないので、あえて特記するほどのことはないかもしれないが、あくまでも本年度の結果という意味でこのことをあげておこう。

なかでも、ほぼ原形をとどめているにもかかわらず、墨痕は全く認められないものが五点あるが、これは単なる偶然とは考えられない。それらの面はいざれもきれいに削られているので、使用を前提に成形されたことは明らかである。再利用のため表面を削りとつたとも考えられるので、必ずしも断定できるわけではないが、おそらく新品ではないだろうか。墨書を意識して削ったようなものではなく、またいすれも四～五mmの厚さをもつていていることなどからもそのように考えられる。つまり、これらは荷札として大宰府に運び込まれたものが表面を削られて廃棄されたのではなく、もともと大宰府

において付札として用いるために成形されたが、何らかの事情から未使用のまま廃棄されたのであろう。

これは(4)～(8)とも関連する。これらには郡名と物品名およびその数量が記されているにすぎず、このことはこれらが保管や整理のための付札であったことを示唆している。前にも触れたように、(4)と同筆同文のものが見られるし、また厳密に分析したわけではないが、「紫」字は運筆などがきわめて近似しているようであり、これらの木簡は大宰府で作られたとみなしてよいだろう。

9 関係文献

九州歴史資料館『大宰府史跡—昭和五十八年度発掘調査概報』

(一九八四年)

(倉住靖彦)

一九七七年以前出土の木簡（六）

奈良・平城宮跡（第三二次）

- 1 所在地 奈良市佐紀町・二条大路南二丁目（旧北新町）
- 2 調査期間 一九六五年（昭40）一二月～一九六六年（昭41）四月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 樋本亀治郎
- 5 遺跡の種類 宮殿・都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

兩側溝（北側溝は宮南面外堀にあたる）をはじめとして、宮内から宮南面外堀への排水のための南北溝、東一坊大路兩側溝を渡るため二条大路に架かっていた橋、その一部が調査区に含まれる左京三条一坊十六坪・二坊一坪内の掘立柱建物四棟、柵、井戸などである。

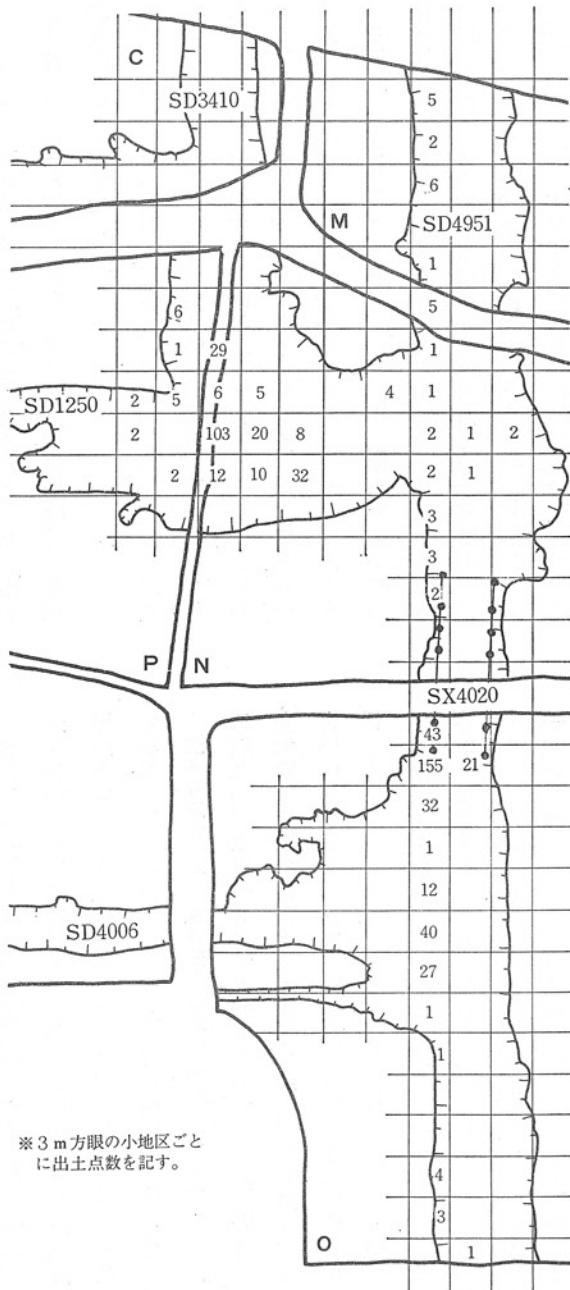
木簡の当該調査区出土点数は六三九点であるが、木簡出土遺構（すべて溝）との関係は次のとおりである。

当地区出土木簡の過半三八二点は、宮東面外堀で東一坊大路西側溝にあたるSD四九五一から発見された。その他、宮南面外堀で二条大路北側溝にあたるSD一二五〇に宮内から南流するSD三四一〇が合流する付近から二四三点と集中している。SD一二五〇では調査区西端で一点出土をみた。また、二条大路南側溝SD三九〇五と東一坊大路東側溝SD三九一一は、ともに調査区東辺部で検出した素掘り溝であるが、SD三九〇五から一点、SD三九一一から一二点の木簡が発見されている。

以下、木簡出土遺構の概要を述べることにしたい。

調査で検出された主要な遺構は、東一坊大路路面敷とその東・西兩側溝（西側溝は宮東面外堀にあたる）、二条大路路面敷とその南・北

溝SD四九五一 平城宮東面外堀かつ東一坊大路西側溝にあたる



第32次調査区木筒出土状況図

南北溝である。素掘りで溝幅は一定しないが、最大幅で10m、最小幅で4・8mを測り、深さは1・2m前後である。溝堆積土は、上層から暗灰色土、粘土混細砂、粗砂の三層に分けられる。木筒は溝全域から出土したが、とくにSD四九五一をまたいで二条大路に架かっている橋SX四〇二〇の橋脚付近から二〇九点、またSD四

九五一に二条大路南側溝SD四〇〇六が注ぎ込む付近から一一四点集中して発見された。橋SX四〇二〇は、橋幅一三・四m、長さ三・八mで、橋杭七本の橋台二基からなり、三回の改修がみられる。なお付近より瓦製擬宝珠が出土している。SD四九五一の流れは、SX四〇二〇付近で水が淀んだためであろうか、溝側壁に有機物が

堆積層をなしており、木簡はその堆積層に多く含まれていた。出土層位は、粘土混細砂、粗砂層の二層からあるが、両層は近い時期の堆積で時期的区別はできない。

なおSD四九五一には、SD一二五〇、SD四〇〇六、SD三九五六（SD四〇〇六の南六mを平行する東西溝）の三条の溝が流入するが、SD四〇〇六、SD三九五六の両溝からは木簡出土をみないので、SD四九五一出土木簡は、SD四九五一の上流、およびSD一二五〇とそれに注ぎ込むSD三四一〇から流れ込んだものであろう。溝SD一二五〇・SD三四一〇・SD一二五〇は宮南面外堀かつ二条大路北側溝にあたり、東流してSD四九五一に流入する。またSD三四一〇は宮東面大垣の内側を南流する排水溝で、上流は第二二次南調査（6AAE・AF区）、第二九次調査（6AAG・AH区）（ともに『木簡研究四』参照）や、本号にその概要を収録する最近の第一五四次調査（6AAD区）でも検出され、いすれも木簡出土をみており、その下流は当該調査区でSD一二五〇に合流している。SD三四一〇が南面大垣を通過する部分については、大垣の痕跡が東端では崩壊した状況で途切れているため、いかなる形態であったかは明らかでない。なおSD三四一〇には、第三二次補足の発掘調査で検出された南面大垣の北雨落溝SD四一〇も西から流入しているが、その雨落溝からは削屑が多く占めるとはいえ、考課関係の木簡など、一三〇〇〇余点もの木簡出土をみている。

SD三四一〇がSD一二五〇へ合流する付近から、SD一二五〇がSD四九五一に注ぎ込む間の堆積土は、SD四九五一と同様に上層から暗灰色土、細砂、粗砂層の三層からなり、木簡は下層二層から発見されているが、これまた時期的区別はできない。

調査区東辺部で検出した南北溝SD三九一一・SD三九〇五D三九一一は東一坊大路東側溝にあたり、東西溝SD三九〇五は二条大路南側溝にあたる。両溝とも新旧二時期あり、各々が接続する。古い時期の溝SD三九一一Aは二条大路を横断するが（その横断部に橋SX三九二〇が架かる）、それにSD三九〇五AがT字状に合流しており、また新しい方の溝SD三九一一BとSD三九〇五BとはL字状に接続する。木簡はSD三九一一Bから一二点、SD三九〇五Bから一点が、いすれも接続部近辺で出土している。なおSD三九一一Bは幅一・三m、深さ八〇cm、堆積土は四層に分れ、SD三九〇五Bは幅一・六m、深さ八〇cmで、堆積土は三層に分れ、ともに素掘りの溝である。

8 木簡の釈文と内容

SD三四一〇が、SD一二五〇へ流入し、さらにその流れがSD四九五一へ流れ込む。従ってSD四九五一出土木簡には、SD三四一〇→SD一二五〇→SD四九五一の流れのものと、SD四九五一のものとの上流からのものとがある。またSD四九五一と、SD三四一〇とSD一二五〇の合流点の堆積土はともに同じ層序で木簡出

1977年以前出土の木簡

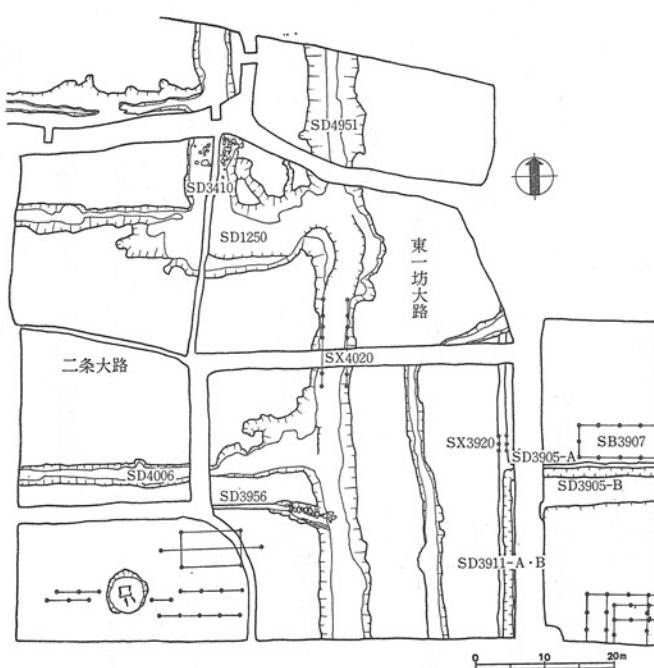
土層位も同一であり、基本的には共通のものと考えられる。

ところで、SD三四一〇・SD一二五〇合流点付近と、SD四九五一出土木簡の年代については、SD三四一〇・SD一二五〇合流点付近からは、宝龜五年紀伊國調塩荷札²⁵⁾、宝龜六年文書²⁶⁾、「近衛」府とある木簡²⁷⁾など、またSD四九五一からは、宝龜五年信濃国衛士養物荷札¹⁴⁾がみられるなど、年紀のある木簡は、宝龜年間に限られる。なおSD四九五一からは、和同開珎・長年大宝、寛平大宝などの錢貨や、一〇世紀を降らない唾壺などの土器の出土をみ、またSD三四一〇・SD一二五〇合流点からは、和同開珎、神功開宝、隆平永宝、富寿神宝などの錢貨が出土しているところから、これらの中は平安時代前期まで存続していたことがわかるが、木簡については年紀が宝龜に限られることからみて奈良時代末期までのものと考えられている。しかし、ときどきの溝浚渫にもさらい残されたと思われる郡・里表記の庸米荷札²⁸⁾など時代的に遡るものも少数みられる。

SD四九五一出土木簡で注目されるのは、「春宮」²⁹⁾や春宮坊被管の官司（主漿署）³⁰⁾名がみられることがある。またSD三四一〇・SD一二五〇合流点からも「主工署」³¹⁾とある木簡がみられることからも、SD四九五一、SD三四一〇の上流域に春宮坊所在の可能性が考えられている。墨書土器にも「主工」とあるものがみられる。春宮坊とその被管は常置でなく、皇太子のいる時期のみ設

置されたが、奈良時代後期で該当する皇太子は、他戸、山部、早良親王で、そのいずれかの春宮坊であろうとされる。

またSD四九五一からは、利木・楳の請求文書³²⁾、柵や歩板などの語句がみえる文書断片³³⁾などがみられ、これらは溝上流で行われた奈良時代末期の造営を示すものである。



第32次調査区木簡出土遺構図

SD11四10・SD11五0合流点からは、近衛府など衛府関係の木簡がみられる。近衛府將監紀船守をさすと思われる「將監紀朝臣曹司」の木簡¹⁰や近衛の歴名²⁴がそれにあたる。その他、衛府関係として、「衛門府」の断片¹⁸や、衛士・火頭の歴名¹⁹、「大尉」とある断片¹⁸などがある。鹿安の付札²⁰も六衛府が祝奠祭の三牲として進める鹿肉の付札であろう。

これら各溝出土木簡は削屑なども多いが、概して付札に比して文書木簡が多いといえよう。

溝SD四九五

- (1) 「主漿署 宿侍舍人三人 未選水宿称宮繼」
- (2) 「主漿署 〔請カ〕」
- ・「廿七屯人別九屯 十月十一日水宮繼」
319×(25)×5 081 1111五九号
- (3) 「〔請カ〕」
- ・「□所所請如件
- ・須々保利」
- (154)×17×5 081 1111六一号

(4)

・
□

□松成舎人從八位上額田部嶋國」

十月廿三日□□息主」

(145)×29×2 019
1111六一号

(5) ×宿侍四十人春□×

091 1111六一号

(6) 「拔柱九枝」見役十一人〔少田カ〕未到若麻續□□土師益人以上□□〔暇カ〕左衛士白猪乙麻呂

『訓訓訓

訓訓訓川川 川 川 川 川 川淨川淨川川

訓訓

淨
(別筆重ネ書キ)

・「六月廿三日廣井常石

『川川高 高淨 戸淨 殿淨 川淨川川 〔淨カ〕
川淨淨高 戸淨 殿淨 川淨淨□淨淨□
川淨淨高 戸淨 殿淨 川淨淨□淨淨□

310×36×6 011 1111六四号

(7) 「〔利カ〕」
・「請□木一枝 楠一束 上件等物□□□□也□之」
・須々保利」

298×(16)×6 011 1111六五号

1977年以前出土の木簡

- (8) • 「可召造東大寺司」^{〔工力〕}
 □
 (114)×16×3 019 1111六六号
- (9) 五六寸柄十四枝 步板十板 (148)×(13)×3 081 1111六七号
- (10) • × 荷勅旨進
 × □
 [反用力]
 □□□間度六荷之^{〔中カ〕}
 × □^{〔荷カ〕} 大部獲万呂 三□^{〔荷カ〕} (116)×(24)×4 081 1111六八号
- (11) • 「進送從料二斗一升一合十」^{〔日各日飯六升充〕}
 〔三カ〕 (116)×(24)×4 081 1111六八号
- (12) • 「少尉殿料 六月廿八日曾祢」
 272×23×5 011 1111七一号
- (13) • 「陰陽師給一升」^{〔成〕}
 〔女カ〕 宣
 十月六日『□』
- (14) 西宮女□□□^{〔女宣〕}
 • 「好明妹□□□鷹」
 276×37×7 011 1111七一号
- (15) 大哥十七
 • × 井郡穂科郷衛士神人」
 × 養^{〔布カ〕}^{〔段カ〕} 賀龜五年
 (115)×25×3 019 1111九四号
- (16) 燒炭一人 將監紀朝臣曹司一人
 (206)×(11)×9 081 1111五1六号
- (17) 衛門府
 大尉^{〔御カ〕}
 (60)×(17)×2 019 1111五1七号
- (18) 葛木生 大部嶋足^{〔衛士〕}額田部庸^{〔取カ〕}
 衛 □部嶋□
 (59)×32×1 081 1111五1八号
- (19) • 「火頭若倭部足嶋」^{〔火頭〕}
 葛木生 大部嶋足^{〔衛士〕}額田部小國
 衛 □部嶋□
 (115)×25×3 011 1111九四号
- (20) • 「一升」^{〔八カ〕}
 一升 主工署四升
 (108)×(25)×4 081 1111五111号

奈良国立文化財研究所『平城宮第27・32次発掘調査概報』（一九六六年）

横田拓実「昭和40年度平城宮出土の木簡」（『奈良国立文化財研究所年報一九六六』一九六六年）

石井則孝・三輪嘉六「昭和40年度平城宮発掘調査概報」（同右）

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』四（一九六七年）

同『平城宮木簡』三（一九八一年）

（綾村 宏）

		木簡学会役員			
幹事	監事	会長	副会長	委員	副会長
和田	東野	岸 俊男	大庭 優	青木 和夫	岩本 次郎
萃	佐藤	門脇 稔二	佐藤 宗諳	坪井 清足	狩野 久
治之	綾村	原 秀三郎	宗諳	直木孝次郎	田中 琢
		関 晃	坪井 清足	土田 直鎮	田中 琢
		佐藤 信	直木孝次郎	加藤 優	早川 庄八
		宏		館野 和己	鬼頭 清明
				橋本 義則	岡崎 敬
				町田 章	田中 琢
				寺崎 保広	榮原永遠男
					早川 庄八

木簡学会会則

- 五 の他の前条の事業に参加することができる。
- 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。
- 第六条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名
- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。
- ただし、再任はさまたげない。
- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
 - 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
 - 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第九条 本会の経費は会費および寄付金をもつてて、総会において会計報告を行うものとする。
- 第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。
- 第一条 本会は木簡学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌『木簡研究』その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。
- 二 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。
- 三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
- 四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ